

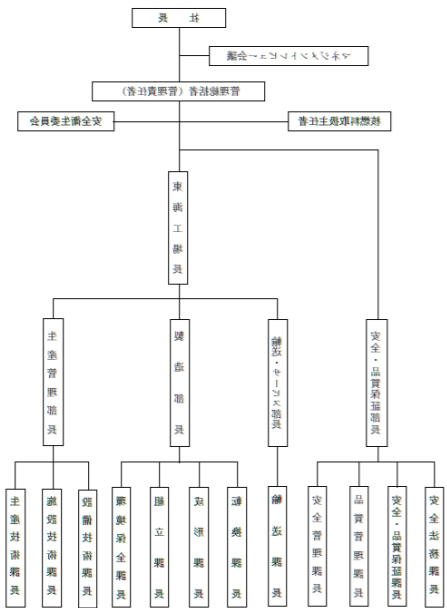
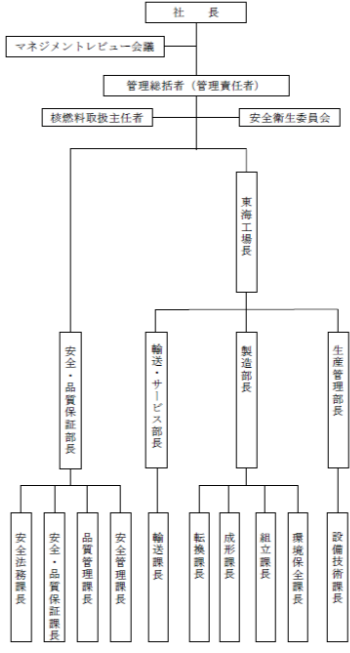
## 「事業許可と保安規定の記載整理表」

- ・ 今回の申請で変更する保安規定の各条文について、事業許可との整合性を以下に示す。
- ・ 保安規定変更認可申請のうち、記載の適正化に関するものについては、整合性の説明に影響しないため下表には記載しない。
- ・ 三原燃第 20-0122 号は、「三原燃第 20-0122 号 令和 2 年 5 月 29 日 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出」であり、第 7 号「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」から引用する。

保安規定変更箇所（赤字：変更箇所）	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
第 2 章 保安品質マネジメントシステム 第 3 節 経営責任者等の責任 （管理者） 第 6 条の 8 【中略】 3. 管理者は、 <b>安全性向上評価の中で</b> 、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）	三原燃第 20-0122 号 第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ. 経営責任者等の責任 (チ) 管理者 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安品質保証活動 社長は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」に基づいて、自らをトップマネジメントとする保安品質保証計画を定め、品質マネジメントシステムの確立、文書化、実施、維持及び継続的改善を実施する。また、社長は、品質保証活動の計画と実施のために、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の醸成、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を定める。また、社長は、品質マネジメントシステムに基づく活動を展開する管理責任者として、管理総括者を任命する。	左記のとおり、管理者の管理監督の業務に関する記載が事業許可にあり、保安規定の内容に齟齬はない。
第 5 節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 （個別業務に必要なプロセスの計画） 第 8 条 管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象等（火災及び爆発等の設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置 <b>及び</b> 六ふつ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置 <b>及び</b> 定期評価に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。 【中略】	三原燃第 20-0122 号 第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。	管理総括者は、社長が定めた保安品質保証計画に基づき、設計及び工事並びに運転及び保守に係る適切な管理方法を定め、文書化する。また、社長が定めた保安品質方針に基づいて、各部長に保安品質目標を策定させ、それに従い保安活動を実施させる。各部長は、保安品質目標を達成するため保安活動に関する要求事項を明確にし、品質保証活動を実施する。さらに、必要な記録を作成、管理し品質マネジメントシステムの効果的運用を図る。 管理総括者は、内部保安監査を計画し、年 1 回以上実施する。内部保安監査の詳細手順については、管理総括者が、監査の範囲、監査員の選定基準、監査の計画、実施、結果の報告及び記録の作成の手順等を定め、監査対象部門以外の監査員に内部保安監査を実施させ、その結果を社長へ報告する。 核燃料取扱主任者は、保安を監督する立場から、保安上必要な場合は、社長及び管理総括者に対し意見具申の上、各部課長等への助言、従業員等の指示及びその他保安監督上の活動を行う。社長は、年 1 回以上マネジメントレビュー会議を開催し、品質マネジメントシステムが継続的に適切、妥当かつ有効であることを確実にする。品質マネジメントレビュー会議は、保安品質目標、内部保安監査計画・結果、プロセスの実施状況等をイン	左記のとおり、個別業務に必要なプロセスの計画に関する記載が事業許可にあり、保安規定の内容に齟齬はない。
第 6 節 評価及び改善 （是正処置等） 第 15 条の 2 【中略】 3. 安全・品質保証課長は、 <b>安全性向上評価の中で</b> 、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確	三原燃第 20-0122 号 第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 チ. 評価及び改善 (リ) 是正処置等 (3) 保安に係る組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他		左記のとおり、不適合の原因分析や是正処置に関する記載が事業許可にあり、保安規定の内容

## 「事業許可と保安規定の記載整理表」

保安規定変更箇所（赤字：変更箇所）	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
<p>にした上で、適切な措置を講ずる。（「適切な措置を講ずる」とは、前項のうち必要なものについて実施することをいう。）</p>	<p>の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。</p>	<p>プットとし、アウトプットには、品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善、業務の計画及び実施に係わる改善並びに資源の必要性に関する決定及び処置すべてが含まれる。</p> <p>なお、不適合が発生した場合は、不適合の原因を明確にし、原因を除去する等の処置を実施する。</p>	<p>に齟齬はない。</p>
<p>第3章 保安管理体制 第1節 組織 （操作及び管理を行う者の組織） 第16条 加工施設における核燃料物質の加工に関する保安のために、次の管理組織をおく。</p> <p>(1) 社長 (2) マネジメントレビュー会議 (3) 管理総括者（管理責任者） (4) 核燃料取扱主任者 (5) 安全衛生委員会 (6) 東海工場長 (7) 生産管理部長 (8) 輸送・サービス部長 (9) 安全・品質保証部長 (10) 製造部長 (11) 設備技術課長 <u>(12) 施設技術課長</u> <u>(13) 生産技術課長</u> (14) 輸送課長 (15) 安全法務課長 (16) 安全・品質保証課長 (17) 品質管理課長 (18) 安全管理課長 (19) 転換課長 (20) 成形課長</p> <p>2. 前項の管理組織は第1図に示すとおりとする。 【中略】</p>	<p>三原燃第20-0122号 第7号 「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」 ホ. 経営責任者等の責任 (ヘ) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (イ) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織 加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守を行うため、社長はトップマネジメントとしての責任と権限を有し、以下の措置を講じることで品質マネジメントシステムを確立する。 設計及び工事並びに保守に関する主な業務は生産管理部（設計、工事及び保守担当）が実施する。また、運転に関する主な業務は製造部（運転担当）、輸送・サービス部（核燃料物質等の受入れ・払出し担当）及び安全・品質保証部（放射線管理及び分析担当）が実施する。</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安に関する組織は、（添付二）-第1図に示すとともに、核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（以下「保安規定」という。）において具体的に明示する。</p>	<p>左記のとおり、保安のための組織や業務に関する記載が事業許可にあり、保安規定の内容に齟齬はない。</p> <p>なお、事業許可の添付書類二には、保安管理組織図を示しているが、具体的な組織は保安規定において明示するとしている。</p>

保安規定変更箇所 (赤字: 変更箇所)	事業許可 (本文)	事業許可 (添付書類)	説明
 <p>第1図 保安管理組織図</p>		 <p>(添二)-第1図 保安管理組織図</p>	
<p>第2節 職務 (職務) 第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。 2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。 【中略】 (8) 設備技術課長は、加工施設の<b>施設管理(施設技術課長、生産技術課長の所管する業務を除く)</b>に関する保安の業務を管理する。 (9) 施設技術課長は、<b>放射性気体廃棄物廃棄設備、その他加工設備の附属施設(非常用電源設備を含む)の運転及び施設管理並びに建物・構築物の施設管理に関する保安の業務を管理する。</b> (10) 生産技術課長は、<b>施設管理のうち加工施設の設計・開発に関する保安の業務を管理する。</b> 【中略】 (20) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、定期事業者検査に関する業務を含む施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、<b>定期評価</b>、記録及び報告に関する保安の業務を行う。 【中略】</p>			<p>左記のとおり、保安のための組織や業務に関する記載が事業許可にあり、保安規定の内容に齟齬はない。</p> <p>なお、事業許可の添付書類二には、保安管理組織図を示しているが、具体的な組織は保安規定において明示するとしている。</p>

## 「事業許可と保安規定の記載整理表」

保安規定変更箇所（赤字：変更箇所）	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
<p>第5章 加工施設の操作</p> <p>第4節 操作上の留意事項 （漏えい管理）</p> <p>第36条 【中略】</p> <p>2. <b>施設技術課長</b>は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても当該区域の室内の圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するよう可能な限り管理する。</p> <p>【中略】</p>	<p>三原燃第20-0122号 第7号</p> <p>「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」</p> <p>ホ. 経営責任者等の責任</p> <p>（ヘ）責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>添付書類二</p> <p>変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>（イ）設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守を行うため、社長はトップマネジメントとしての責任と権限を有し、以下の措置を講じることで品質マネジメントシステムを確立する。</p> <p>設計及び工事並びに保守に関する主な業務は生産管理部（設計、工事及び保守担当）が実施する。また、運転に関する主な業務は製造部（運転担当）、輸送・サービス部（核燃料物質等の受入れ・払出し担当）及び安全・品質保証部（放射線管理及び分析担当）が実施する。</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安に関する組織は、（添付二）-第1図に示すとともに、核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（以下「保安規定」という。）において具体的に明示する。</p>	<p>保安管理組織の変更（業務分掌の見直し）による記載の変更であり、行為の内容は従来の保安規定から変更はない。</p>
<p>第6章 放射線管理</p> <p>第4節 線量当量等の測定 （線量当量等の測定）</p> <p>第54条 【中略】</p> <p>2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、<b>施設技術課長</b>は再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</p> <p>【中略】</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>第7章 施設管理</p> <p>第1節 施設管理計画 （保全計画の策定）</p> <p>第60条の7 【中略】</p> <p>4. 【中略】</p> <p>（3）異常を認めた場合の補修作業の計画について、次のとおり実施する。</p> <p>【中略】</p> <p>2) <b>設備技術課長又は施設技術課長</b>は、補修作業を実施するにあたっては、工事計画を作成し、火災発生防止その他の安全対策を講じ、必要に応じて関係課長と協議し、管理総括者の承認</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

## 「事業許可と保安規定の記載整理表」

保安規定変更箇所（赤字：変更箇所）	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
<p>を受ける。ただし、承認については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(4) 施設の改造及び新設を行う場合、以下のとおり実施する。</p> <p>1) 各課長は、施設の改造及び新設を行う場合、必要に応じて <b>設備技術課長又は施設技術課長</b> に改造及び新設の実施を依頼する。</p> <p>2) <b>設備技術課長又は施設技術課長</b> は、前項の改造及び新設を実施するにあたっては、工事計画を作成し、関係課長と協議し、核燃料取扱主任者の確認を受け、許認可事項に該当する等、保安上重要と判断した改造及び新設については、管理総括者の承認を受ける。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行う場合には、安全衛生委員会に諮問する。</p> <p>【中略】</p>			
<p>(保全の実施)</p> <p>第 60 条の 8 【中略】</p> <p>6. <b>設備技術課長又は施設技術課長</b> は、第 60 条の 7 第 4 項 (4) の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>【中略】</p>	同上	同上	同上
<p>第 2 節 設計及び工事管理</p> <p>(工事管理)</p> <p>第 62 条 <b>設備技術課長又は施設技術課長</b> は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため次の事項を考慮した工事管理を行う。</p> <p>【中略】</p>	同上	同上	同上
<p>第 5 節 計画停電時等の措置</p> <p>(計画停電時等の措置)</p> <p>第 67 条 <b>施設技術課長</b> は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることの確認を受ける。</p> <p>(1) 加工設備本体の運転停止</p>	同上	同上	同上

## 「事業許可と保安規定の記載整理表」

保安規定変更箇所（赤字：変更箇所）	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
<p>(2) 核燃料物質の適切な閉じ込め（貯蔵施設への貯蔵）</p> <p>(3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底</p> <p>なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。</p>			
<p>第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理 （廃棄物の仕掛品）</p> <p>第75条 【中略】</p> <p>3. <b>設備技術課長又は施設技術課長</b>は、工事において廃棄物の仕掛品の発生が多い場合は、金属製容器を当該作業区域に持ち込み収納する等の措置を工事計画に定め、当該作業区域で実施する廃棄物の仕掛品の汚染の広がりを防止するために必要な措置を講じる。</p> <p>【中略】</p>	同上	同上	同上
<p>（放射性気体廃棄物）</p> <p>第77条 【中略】</p> <p>4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに<b>施設技術課長</b>にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。また、安全管理課長は、万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間放射線量率を測定すると共に、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。</p> <p>5. <b>施設技術課長</b>は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>【中略】</p>	同上	同上	同上
<p>第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置</p> <p>第1節 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置</p> <p>（六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置）</p> <p>第101条 【中略】</p> <p>（4）<b>転換課長、成形課長、環境保全課長、設備技術課長、施設技術課長、安全・品質保証課長及び安全管理課長</b>は、策定された自部門の保安品質目標に従って、保安活動を実施し、実施状況を都度、担当部長に報告する。転換課長は、製造部長の指示を受けて、運転を再開する。</p>	同上	同上	同上

「事業許可と保安規定の記載整理表」

保安規定変更箇所（赤字：変更箇所）	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
<p>第4節 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 （六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置） 第113条 【中略】 5. <b>施設技術課長</b>は、HFによるウランの捕集効率低下を防止するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐HF性高性能エアフィルタを使用する。 【中略】</p>	同上	同上	同上